

# 審査基準

基準の名称	結核にかかっている児童に対する療育の給付について	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
児童福祉法	20条	結核にかかっている児童に対する療育の給付の決定
基準の内容		
<p>結核にかかっている児童に対する療育の給付について 給付の申請及び給付の決定に関する事項</p> <p>1 申請</p> <p>療育の給付の申請は、規則第10条第1項の規定によるものであるが、次の点に留意すること。</p> <p>(1) 申請者は、給付を受けようとする児童の親権を行う者又は後見人であること。 申請者に対しては、この給付について（特に自己負担制度について）十分に理解させること。</p> <p>(2) 申請者が申請をする際に希望する指定療育機関については、病名症状に応じた適切な指定療育機関を選定させるよう指導すること。</p> <p>(3) 申請書には医師の記載した療育意見書及び関係書類を添付させること。</p> <p>2 給付の決定</p> <p>(1) 都道府県知事は、給付の可否の決定にあたっては、療育給付を委託する指定療育機関の選定についての申請者の希望、地理的条件及び病名症状等を考慮し、治療期間についても十分検討されたいこと。</p> <p>(2) 療育の給付を行うときは、規則第10条第2項に規定する第11号様式による療育券を申請者に交付し、かつ、療育券に記載した指定療育機関にその旨を通知すること。 なお、療育券の交付に際しては、申請者に対し、その取扱につき十分指導すること。</p> <p>(3) 療育の給付を行わないことを決定したときは、その旨を、理由を附して、速やかに、申請者に通知すること。</p>		